令和2年9月11日 第13回特別部会 資料 1

令和2年8月24日 教育課程部会配布資料

教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ(たたき台)

1. はじめに

人工知能 (AI), ビッグデータ, Internet of Things (IoT), ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society 5.0 時代が到来しつつあり, 社会の在り方そのものが現在とは「非連続」と言えるほど劇的に変わるとされている。我が国の学校教育の現状に目を向けると, 知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は全体としては着実に成果を上げている一方, 言語能力や情報活用能力, 学習意欲等の課題が指摘されている。

こうした背景のもと、平成31年4月17日の「新しい時代の初等中等教育の在り方」において、学力の確実な定着に向けた方策、授業時数等の在り方を含む教育課程の在り方、特定分野に特異な才能を持つ者を含む児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方、STEAM教育の推進等について、文部科学大臣から諮問がなされたところである。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年中央教育審議会答申。以下、「学習指導要領答申」という。)においても、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきていることが指摘されたが、「新しい時代の初等中等教育の在り方」についての審議が始まって以降、GIGAスクール構想により学校におけるICT環境が急速に整備され、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークの早期の実現が見えてくるとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が進み、いまだ終息が見えない状況となるなど、大きな変化が短期間に生じている。

学習指導要領答申はすでに、社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代になる可能性を指摘したうえで、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにする必要性等を指摘していた。この答申を受けて改訂された新学習指導要領では、学校に対して、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることや、学校教育全体及び各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図ることを求めている。

今回の諮問では、情報化の進展や人口減少などの我が国の社会の構造的な変化の中で、より多様化が進む子供たちを誰一人取り残すことなく、その資質・能力を育成することが求められている。教育課程部会では9回の対面・オンラインでの会議及び1回の書面審議を通じ、これまでの日本の学校教育の実践を踏まえた様々な事例や学問的蓄積、海外の事例等のヒアリングも行いながら検討を行ってきた。

審議期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も踏まえた上で、今後の教育課程の在り方を考えると、新学習指導要領において示された資質・能力の育成を 着実に進めることが重要であり、そのためには新たに学校における基盤的なツールとなる ICT も最大限活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する個別最適 な学びと、子供たちの多様な個性を最大限に生かす協働的な学びの改善が図られることが求められる。より具体的には、履修主義・修得主義等の考え方を適切に組み合わせ、個別最適な学びと協働的な学びの在り方を改めて見直し、各学校段階での教科等の学習と STEAM教育などの教科等横断的な学習を通じて、資質・能力が育成されるよう改善を図ること、その際にはカリキュラム・マネジメントの取組を一層進めることが重要であると考えられる。

現時点での審議の経過は以下のとおりであり、引き続き議論を重ねていく予定である。

- 2. 個別最適な学びと協働的な学び
- (1) 個に応じた指導と個別最適な学びについて
- 〇 学習指導要領ではこれまで、「個人差に留意して指導し、それぞれの児童(生徒)の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること」(昭和33年学習指導要領)、「個性を生かす教育の充実」(平成元年学習指導要領等)等の規定がなされてきた。平成元年以降の学習指導要領においては、「個に応じた指導」が掲げられ、平成10年以降は、その一層の充実を図る観点から、そのための指導方法等の例示が明記された。
- このように、我が国ではこれまでも、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、主体的な学習が促されるよう工夫することを求めるなど、「個に応じた指導」が重視されてきた。「個に応じた指導」は制度上相当幅広く許容されるものであるが、現実にどこまで実現できるかについては、指導方法や指導体制を支える環境や教職員の構成、コンピュータ等の情報手段を活用するために必要な環境や教材・教具等の整備状況によるところも大きく、そうした諸条件の下で学校では「個に応じた指導」の実現に向けて努力がなされてきた。現在、GIGA スクール構想によりどの学校においても一人一台のICT 端末とネットワークへの接続が実現され、学校教育の基盤的なツールとしてのICT の活用が可能となりつつある。これは、「個に応じた指導」を実現するための非常に有効な手段の一つを新たに得たこととなり、今後はICT も最大限活用し、「個に応じた指導」を実現していくことが重要である。
- 〇 子供たちの多様化が一層進む中で、全ての子供たちに基礎的・基本的な知識・技能等を確実に修得させるためには、子供たちの学習進度や学習到達度に応じ、ICT の活用も含めた指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定により、教師の負担を抑えつつ、専門性の高い教師がより支援が必要な児童生徒に重点的に指導することなどにより効果的な指導を実現すること、つまり「指導の個別化」が必要である。
- また、基礎的・基本的な知識・技能等の修得を土台として、幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供たちの興味・関心等に応じ、ICTも活用し、専門性の高い教師がその個々の子供に応じた学習活動を提供することで、子供自身が主体的に自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながらその子供ならではの学習テーマや探究方法等を最適化することを教師が促す「学習の個性化」も重要である。

- 〇 以上の「指導の個別化」と「学習の個性化」等を教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」であり、学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」と考えられる。
- O なお、「指導の個別化」による基礎的・基本的な知識・技能等の修得が終わってからでないと、「学習の個性化」が行えないというものではない。各学校段階や発達の段階に応じて、教師の関わりの中で学習者が自らの学習の調整を図る度合を高めていきながら、教科等の特質に応じて「指導の個別化」と「学習の個性化」を適切に組み合わせ、多様な子供たちを誰一人取り残さず、必要な資質・能力を育成し、個性を生かしていくことが重要である。
- 個別最適な学びを行うにあたり使用する教材として、ICTを利用したものとしては、 デジタル教科書をはじめ、学習動画やドリル教材等の「指導の個別化」や STEAM 教育 等の「学習の個性化」に資する様々なコンテンツ等が考えられるが、その開発を官民 問わず進めていく必要がある。また、多様な教材を活用した学びに対応できる教師の 指導力の育成も必要である。
- O 個別最適な学びが、仮に、テストスコアに象徴されるような一元的な尺度に基づいて評価される場合、教育活動がパッケージ化され、画一的になる可能性がある。このような教材やサービスの学校での利用が必要以上に拡大され、教師が当該教育活動の特性を自覚しないまま利用することがないよう、常に教育活動全体の中での位置付けやねらいを明確にしていくことが重要である。

(2)協働的な学びについて

- これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた資質・能力のバランスに配慮した育成、学校ならではの協働的な学び合い、教科等を学ぶ本質的な意義を伝えることなどについては、今後も重視する必要がある。一方で、協働的な学びにおいては、集団の学習効率化に重きを置きすぎるおそれもあるが、むしろ集団の中で児童生徒一人一人のよい点や可能性をいかに生かしていくかを考えていくことが重要である。例えば、優れた一斉授業は集団の中での個人に着目した指導や、学校ならではの協働的な学び合い、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む授業展開などを内包するものであり、このような視点から授業改善を図っていくことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業からの学校再開後には、限られた時間の中で学校における学習活動を重点化する必要が生じたが、そのような中でもまず求められたのは、学級づくりの取組や、感染症対策を講じた上で学校行事を行うための工夫など、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことを踏まえ教育活動を進めていくことであった。このように我が国の学校に特徴的な特別活動が、子供たちの円滑な学校への復帰や、全人格的な発達・成長につながる側面が注目された。

- O 協働的な学びは、同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや他の学校の子供たちとの学び合いなども含むものである。ICT の活用により空間的・時間的制約を緩和することができるようになり、協働的な学びもまた発展させることができるようになった。遠隔地の専門家とつないだ授業や児童生徒一人一人が自分のペースを大事にしながら共同で作成・編集等を行う活動など、その新たな可能性を主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に生かしていくことが求められている。
- 同時に、日本の学校教育がこれまで非常に大切にしてきた、同じ空間で時間をともにすることで感覚を働かせながらお互いに刺激し合うことの重要性も改めて認識する必要がある。人間同士のリアルな関係づくりは社会を形成していくうえで不可欠であり、児童生徒同士の学び合い、地域社会での多様な体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことは、AI技術が高度に発達する Society 5.0 時代にこそ重要性が一層高まるものである。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応し、学校においては限られた授業時数の中で児童生徒の資質・能力を育成するための指導が効果的に行われるよう、授業における学習活動を教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することが求められた。今後、新型コロナウイルス感染症への対応が収束した後においても、今般の取組も生かしてカリキュラム・マネジメントの取組の充実を図り、児童生徒の資質・能力の育成のため、学校における指導をより一層効果的なものとし、学習活動の質の向上を図ることも重要である。

(3) 個別最適な学びと協働的な学びについて

- 〇 「個別最適な学び」の充実に当たっては、それが孤立した学びに陥らないよう、留意する必要がある。個別最適な学びの成果を生かし、学校ならではの協働的な学び合いや、実社会に関わる課題を子供たち同士の協力や地域の方々との関わりの中で解決する探究的な学びを行い、さらにその成果を個別最適な学びに還元するなど、個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの往還を実現することが必要である。この往還を通じ、子供たち一人一人にとっても、集団全体にとっても、より良い学びが実現される。このような個別最適化された学びと協働的な学びの往還の重要性について、関係者の理解を広げていくことも大切であると考えられる。
- 〇 教師は、児童生徒一人一人の興味・関心や能力、適性等を把握した上で、それぞれの良さや可能性を生かした、質の高い協働的な学び合いの場を実現すると同時に、児童生徒一人一人が学習内容を自分のものとすることができるよう、学校における学びをデザインする役割を担っている。このような役割の発揮により、授業が児童生徒の学校における学習への主体的な参画を促すとともに、児童生徒の学校外を含めた学びへの導入としても機能し、学校外の学習の充実にもつながることが期待される。

〇 学びをデザインするに当たっては、チーム学校として学校の教職員が組織的にカリキュラム・マネジメントを行い、教育委員会や家庭・地域とも連携しながら、学校の授業以外の場での学習も視野に入れて、指導計画を立案していくことが重要である。特に現状、学校の授業以外の場ではドリル学習等に偏りがちであるが、学校の授業以外の場においても探究的な学習ができるような支援の工夫をすることが重要である。また、学校の授業以外の場での学習環境の差を埋めるように、条件整備や人的体制の確保などに努めることが重要である。

(4) 履修主義と修得主義, 年齢主義と課程主義

- 〇 現行の日本の教育制度では、所定の教育課程を一定年限の間に履修することでもって足りるとする履修主義(例:年間の標準授業時数等を踏まえた教育課程の編成・実施)、履修した内容に照らして一定の学習の実現状況が期待される修得主義(例:目標準拠評価)、進学・卒業要件として一定年限の在学を要する年齢主義(例:同一年齢の進級・進学)、進学・卒業要件として一定の課程の修了を要求する課程主義(例:制度としての原級留置)の考え方がそれぞれ取り入れられている。「
- 〇 修得主義や課程主義は、一定の期間における個々人の学習の状況や成果を問い、それぞれの学習状況に応じた学習内容を提供するという性格を有する。個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導、能力別・異年齢編成に対する寛容さ、知識の習得の場面における ICT の活用との親和性の高さという特徴が指摘される一方で、個別での学習が強調された場合、多様な他者との協働を通した社会性の涵養など集団としての教育のあり方が問われる面は少なくなる。また、修得主義や課程主義の下における発展的な学習については、学習を深める方向ではなく学習を短い時間で進める方向に傾斜した場合、学びを深める機会が失われたり、学びのセーフティネットとなる他者との学び合いの機会が損なわれたりするおそれがある。
- 〇 また、修得主義における教育成果の把握が数値化可能な教育成果(主としてテストスコア)による一元的尺度のみによって行われると、高いテストスコアを目指して目標の一元化が進行しやすくなる側面がある。教育の目標や成果の多様性に留意し、序列化や過度な競争、教育格差の拡大につながらないよう、指標の取扱いや利用方法に注意を払う必要がある。
- 〇 修得主義で適切な教育を行うためには、より個に応じた対応が求められるため、通常より多くの教育資源が必要との指摘もあり、児童生徒の特性に応じて効果的に取り入れるなどの工夫を行うことも考えられる。

5

¹ 明治5 (1872) 年の「学制」公布以降,義務教育制度の草創期は,就学率も低く,年齢も知識の習得状況も相当差がある状況であった。そういった状況下で,共通の学習内容も読み書き計算など最低限なものとなり,等級制,すなわち進級における徹底した課程主義が取られていた。明治23 (1890) 年前後に知・徳・体を一体で育む形でカリキュラムの内容が拡張・体系化され,学校の共同体としての性格が強まった。また,留年や中途退学の多発等により,進級した子と落第した子が入り混じった不安定な児童集団が構成されるなどの課題も浮き彫りとなり,学級集団としての学級が成立し,20世紀初頭以降,就学率の上昇とともに学年学級制(年齢主義)が一般化した。

- 〇 一方で、履修主義や年齢主義は、対象とする集団に対して、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有する。このため修得主義や課程主義のように学習の速度は問われず、ある一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する側面がある。また、学年別の学級編制の在り方や集団での学びを重視する日本の学校教育については、社会性の涵養等の側面からその教育効果を評価する声がある一方で、過度の同調性や画一性についての指摘もある。
- 〇 我が国においては現在、制度上は原級留置が想定されているものの、運用としては 基本的に年齢主義が採られている。進級や卒業の要件としての課程主義を徹底し、義 務教育段階から原級留置を行うことは、児童生徒への負の影響が大きいことや保護者 等の関係者の理解が得られないことから受け入れられない可能性が高いと考えられる。
- O このため、全児童生徒への基礎・基本の確実な定着への要請が強い義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本に置きつつも、教育課程を履修したと判断するための基準については、履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる教育課程の在り方を目指すべきではないか²。その際、これまで以上に多様性を尊重し、ICT等を活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実させ、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適な学びと協働的な学びを改善していくことが重要である。
- このような教育課程を編成・実施するためには、文部科学省・教育委員会・校長・ 教師の役割分担を整理するとともに、それを踏まえた教師の資質・能力の育成方策等 の様々な条件を整備していくことが必要である。
- 3 各学校段階を通した資質・能力の育成
- (1) 学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策
- 〇 今般改訂された新学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理しており、この資質・能力の3つの柱は知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。そのため、学校において児童生徒の学力の確実な定着について検討するに当たっては、この資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要である。
- 〇 児童生徒の資質・能力の育成に当たり、その取組の検討に資するよう、国内外において学力調査³が実施され、資質・能力の一部について定量的な把握が行われている。 その最新の結果によれば、国内においては平均正答率の低い県が全国平均に近づく

² 高等学校においては、これまでも履修の成果を確認して単位の修得を認定する制度がとられ、また原級留置の運用もなされており、修得主義・課程主義の要素がより多く取り入れられていることから、このような高等学校教育の特質を踏まえて教育課程の在り方を検討していく必要がある。

³ 文部科学省が毎年度実施している「全国学力・学習状況調査」や経済協力開発機構(OECD)が実施している「生徒の学習到達度調査(PISA)」など。

状況が見られること、国際的には数学や科学に関するリテラシーが引き続き世界トップレベルであることなどが明らかになっている。一方で、国際的な比較によれば、我が国の児童生徒は、複数の文書や資料から情報を読み取って、根拠を明確にして自分の考えを書くことや、テキスト(インターネット上にあるデジタルテキストや情報等を含む。)や資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど、言語能力や情報活用能力に課題が見られる。

また、各種の国内調査結果や国際比較調査結果等において学習意欲に課題が見られることも明らかになっている。

- 国内外の学力調査では、家庭の社会経済的背景が児童生徒の学力に影響を与えている状況が確認されている。学力格差を是正するためには、社会経済的指標の低い層を幼少期から支援することが重要である。このため、国は、家庭の経済事情に左右されることなく、誰もが希望する質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育の無償化・負担軽減や、教育の質の向上のための施策を着実に実施することが求められる。
- 〇 新学習指導要領では、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされている。

具体的には、言語能力については、まず、教科学習の主たる教材である教科書を含む多様なテキスト及びグラフや図表等の各種資料を適切に読み取る力を、各教科等を通じて育成することが重要である。その際、教材自体についても、資料の内容を適切に読み取れるような工夫を施すべきである。また、判断の根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べる力を身に付けさせることも必要だが、そのためには、レポートや論文等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめることも重要である。

コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、 得られた情報を分かりやすく発信・伝達したりといったことができる力、このような 学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得を含めた情報活用 能力を育成することも重要である。

- さらに、これからの時代、特に必要となってくるのは、学習における ICT の適切な 活用である。各教科や総合的な学習の時間等の指導において、各教科等の特質に応じて ICT が効果的に活用されることで、児童生徒の理解の質を高めることが期待される。
- 児童生徒の資質・能力の育成に当たっては、幼児教育において行われている体験活動や主体的な表現活動、環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れようとする学習を小学校以降にもつなげていくとともに、小学校低・中学年において基礎的な知識や技能を反復練習して習熟させていくことや、扱う情報が高度かつ大量になる小学校高学年以降において理解を重視した学習方略を活用していくことなど、発達の段階に応じた学習指導をしていくことが重要である。

また、発達の段階にかかわらず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ば

すことができるよう環境を整えていくことも重要である。例えば、児童生徒の学習意欲を向上する観点からは、教科等を学ぶ本質的な意義や学習状況を児童生徒に伝えること等が重要となる。また、学習内容の理解を定着する観点からは、単に問題演習を行うだけではなく、内容を他者に説明するなどの協働的な学び合いにより、児童生徒が自らの理解を確認し定着を図ることが、説明する児童生徒及びそれを聞く児童生徒の双方にとって有効であり、授業展開として重要であると考えられる。

- (2) STEAM 教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成
- 〇 教育再生実行会議第 11 次提言において、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材を養成することができるよう、STEAM 教育の推進が提言された。高等学校改革を取り上げた本提言において、STEAM 教育は「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされている。この STEAM 教育については、国際的に見ても、各国で定義が様々であり、STEM(Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加わった A の範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義するものもある。
- O STEAM 教育の目的には、前述の人材育成の側面と、STEAM 分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民の育成の側面がある。各教科等の知識・技能等を活用することを通じた問題解決を行なうものであることから、課題の選択や進め方によっては生徒の強力な学ぶ動機付けにもなる。一方で、STEAM 教育を推進する上では、高等学校の多様な実態を踏まえる必要がある。科学技術分野に特化した人材育成の側面のみに着目してSTEAM 教育を推進すると、例えば、学習に困難を抱える生徒が在籍する学校においては実施することが難しい場合も考えられ、学校間の格差を拡大する可能性が懸念される。教科等横断的な学習を充実することは学習意欲に課題のある生徒たちにこそ非常に重要であり、生徒の能力や関心に応じた STEAM 教育を推進する必要がある。
- このため STEAM 分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民として必要となる資質・能力の育成を志向する STEAM 教育の側面に着目し、STEAM の A(Arts)の範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義することとしてはどうか。
- 〇 このような形で捉えれば、STEAM 教育は高等学校の新学習指導要領に新たに位置付けられた「総合的な探究の時間」や「理数探究」と、
 - ・実生活、実社会における複雑な文脈の中に存在する事象などを対象として教科等横 断的な課題を設定する点
 - ・課題の解決に際して、各教科等で学んだことを統合的に働かせながら、探究のプロセスを展開する点

など多くの共通点があり、各高等学校において、新学習指導要領に基づいた教育を着 実に実施し、探究学習における生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価し、学 習したことの意義や価値を実感できるようにすることに努めることが重要である。 ○ その際、STEAM 教育の特性を生かし、実社会につながる課題の解決等を通じた問題発見・解決能力やレポートや論文等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめることを通じた言語能力の育成、情報手段の操作の習得、プログラミング的思考の育成等も含めた情報活用能力の育成といった教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を図ることが重要であり、その実現のためにはカリキュラム・マネジメントを充実する必要がある。

そのため、新学習指導要領の下、教育課程の実施状況を評価してその改善を図るとともに、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制の確保を進め、地域や高等教育機関、行政機関、民間企業等と連携・協働しつつ、各高等学校において生徒や地域の実態にあった探究学習を充実することが重要である。

また、教員養成や教員研修の在り方も併せて検討していくことが重要である。

- なお、STEAM 教育などの教科等横断的な学習の前提として、小学校、中学校、高等学校などの各教科等の学習も重要であることは言うまでもない。各学校において、習得・活用・探究という学びの過程を重視しながら、各教科等において育成を目指す資質・能力を確実に育むとともに、それを横断する学びとしての STEAM 教育を行い、さらにその成果を各教科に還元するという往還が重要である。
- O また、STEAM 教育を進める上では、幼児期からの科学的な体験の充実や、小学校、中学校において、高等学校での STEAM 教育につながるような総合的な学習の時間をはじめとする教科等横断的な学習や探究的な学習の充実に努めることが重要である。その際、発達の段階に応じて、子供たちの興味・関心等を生かし、子供自身が主体的に学習テーマや探究方法等を最適化することを教師が促すことが求められる。
- 4. 補充的・発展的な学習指導について
- (1) 学年を超えた学びなど補充的・発展的な学習指導
 - 新学習指導要領においては、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることなどにより、個に応じた指導の充実を図ることが規定されている。補充的な学習を取り入れた指導を行う際には、様々な指導方法や指導体制の工夫改善を進め、学習内容の確実な定着を図ることが必要であり、発展的な学習を取り入れた指導を行う際には、児童生徒の負担が過重にならないよう配慮するとともに、学習内容の理解を一層深め、広げるという観点から適切に取り入れることが大切である。
 - O また、従前から、いずれの学校においても学習指導要領において示している内容に 関する事項は取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導する ことができることとされている。児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超え て先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりすることも考えられる。

O 発展的な学習を行う際には、例えばドリル学習等による知識及び技能の一部の習得 を過度に重視し、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を十 分に行わずに先取りを行うことにならないよう、注意が必要である。

また、発展的な学習として、内容理解を深める学習をさらに充実することが重要であるが、その際には個別学習のみで学習を終えることにならないように留意し、学校ならではの協働的な学びが取り入れられるよう教育活動を工夫する必要がある。各児童生徒が深めた学習の成果を持ち寄って共有し、協働的な学び合いを行い、またその結果を各自で深めるといった循環を作っていくことが大切である。

- (2) 特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する指導
- 特異な才能を持つ児童生徒に対する教育については、古典的には知能指数(IQ)の高さなどを基準に領域非依存的な才能を伸長する教育が考えられてきたが、近年は、領域依存的な才能を伸長する教育や、2E⁴の児童生徒に対する教育を考える方向に変化している。また、才能教育というと個人が過度に強調される場合があるが、例えば国際水準の研究成果も現在は共同研究により生み出されることが多く、学際的な多様な才能が組み合わさることがブレイクスルーにつながることが注目されている。
- O 例えば、単純な課題は苦手だが複雑で高度な活動が得意な児童生徒や、対人関係は 上手ではないが想像力が豊かな児童生徒、読み書きに困難を抱えているが芸術的な表 現が得意な児童生徒など、多様な特徴のある児童生徒が一定割合存在する。学校内外 において、このような児童生徒を含め、あらゆる他者を価値のある存在として尊重す る環境を築くことが重要である。
- 〇 我が国においては、これまでもスポーツや文化などの分野で学校外において特異な才能を伸長するシステムが作られてきている。一方、学校において特異な才能をどのように定義し、見いだすのか、その能力をどのように伸ばすのかといった議論は十分に行われていない。今後、国内の学校での状況等について更に検討・分析を深める必要があるのではないか。
- その上で、学校においては、特異な才能を持つ児童生徒も含め、個別最適な学びを通じて個々の資質・能力を育成するとともに、協働的な学びという視点も重視し、児童生徒同士がお互いの違いを認め合い、学び合いながら相乗効果を生み出す教育が重要である。具体的には、ICTも有効に活用しつつ、学習意欲を喚起するとともに、知的好奇心を高める発展的な学習を充実していくことや、3.(2)に述べる STEAM 教育など、教科等横断で実社会と関わるプロジェクト型の学びが有効に機能するのではないかと考えられる。
- また、特異な才能を持つ児童生徒の能力を伸ばしていくには、大学や民間団体等が

10

⁴ 2E (Twice-Exceptional): 特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒。

担う役割が大きい。このような学校外での学びへ児童生徒をつないでいくことや、学校においてその学習を生かし自他ともに学び合い成長する機会を設けること、学校における評価について整理を進めていくこと等が必要であると考えられ、どのような仕組みが望ましいのか研究をしていく必要があるのではないか。その中で、学校や教育委員会、教師が果たす役割や、教員養成・研修における取扱いについても整理していく必要があるのではないか。

- 5. カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進
 - 〇 新学習指導要領では,
 - ・ 児童生徒や学校, 地域の実態を適切に把握し, 教育の目的や目標の実現に必要な 教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと.
 - 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
 - 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を 図っていく「カリキュラム・マネジメント」に努めるよう定めている。

個別最適な学びと協働的な学びの改善を図っていく上で、この3つの側面からカリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組を進めていくことが重要である。

- (1) 教科等横断的な視点からの教育課程の編成・実施
- ① 教科等横断的な視点からの教育課程の編成・実施
- 〇 3.(1)で述べたとおり、国際的な比較によれば、我が国の児童生徒は言語能力や情報活用能力に課題が見られるとされている。新学習指導要領では、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、その育成のため、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされている。
- 〇 また、3.(2)でも述べたとおり、STEAM 教育等の教科等横断的な学習により、資質・能力の育成を図っていくことも重要である。
- 〇 各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、教育の目標を明確化し、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の推進など、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施することが重要である。
- ② 教科等横断的な視点からの教育課程編成・実施に向けた授業時数の在り方
- 教育課程の編成に当たっては、教育課程に関する法令や各学校の教育目標が定める 教育の目的や目標の実現を目指して、指導のねらいを明確にし、教育の内容を選択し て組織し、それに必要な授業時数を配当していくことが必要となる。各学校において

- は、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科等の内容相互の 関連を図りながら指導計画を作成したり、児童生徒の生活時間と教育の内容との効果 的な組合せを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めた りしていくことが求められる。
- 〇 年間の授業時数については、昭和22年の学習指導要領(試案)において、総授業時数及び各教科等の授業時数について、教科や学年によっては波形で幅を持たせた形で示された。昭和33年の学習指導要領改訂時に、学校教育法施行規則に最低授業時数として規定が置かれたが、昭和43、44年の改訂時には「最低」から「標準」へと改められた。昭和52年の改訂時には、引き続き「標準」としての位置付けを維持しつつ、「標準として定めた授業時数を大幅に上回ったり、下回ったりすることは避けるべき」とされ、平成元年改訂、平成10年改訂でもその位置づけが維持された。平成15年の一部改正に際して、「各学校において年度当初の計画段階から標準を下回って教育課程を編成することは通常考えられない」とされ、現在までこの位置付けが維持されている。
- なお、年間の授業時数については、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により標準の年間授業時数を下回った場合、そのことのみをもって法令に反するものではないとされており、今般の新型コロナウイルス感染症対応においては全国の学校で広くこの考え方が適用された。
- 〇 標準授業時数については、学習指導要領に示す各教科等の内容の指導の質を担保するための、いわば量的な枠組みとして、教育の機会均等や水準確保に大きな役割を果たしてきた。特に資質・能力のうち、定量的に質を測定できるのは知識・技能等の一部にとどまることから、学習指導要領が求める教育の質を量的に支えるものとして標準授業時数は重要な意義を持っている。
- 〇 一方で、標準授業時数の在り方をめぐっては、児童生徒や教師の負担について考慮 すべきとの指摘や、学習状況に課題のある児童生徒も含めて指導すべき内容を一般的 に教えることが可能なものとなっているのか、ICT を活用した学習指導を踏まえた柔 軟な在り方について検討が必要、といった指摘がある。
- このような指摘を踏まえれば、新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図る観点から、標準授業時数の意義を踏まえつつ、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を改めて認識し、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにしていくことが重要である。教育委員会においても、各学校の持っている裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施が行われるよう、適切な指導及び環境整備に関わる包括的な支援を行うことが求められる。
- 〇 新学習指導要領においても、1単位時間(小学校45分、中学校50分)は、「各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童(生徒)の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること」とされており、「創意工夫を生

かした時間割を弾力的に編成できること」が認められている。例えば、時間割の在り方については、学びの質の変化に応じた検討が必要であり、ICT を活用した学習指導の状況も踏まえ、1コマの考え方を弾力的に運用することが考えられる。このように学校・地域の実態に応じたカリキュラム・マネジメントについて先進事例を収集し、全国に展開していくことが重要である。

- また、新学習指導要領のねらいとする資質・能力の育成と、一定の総授業時数の確保による教育の機会均等の観点を踏まえ、総枠としての授業時数(学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数)は引き続き確保しつつ、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化を認める仕組みを設けることも考えられる。
- なお,各学校において不測の事態(災害や流行性疾患による学級閉鎖等)等に備え 確保されている,いわゆる「余剰時数」については,過剰に設定されているとの調査 結果もあり,指導体制に見合った授業時数を設定し、学校における働き方改革に配慮 した対応を検討することが重要であることから,⁵各教育委員会・学校において適切に その設定の仕方を検討することが必要ではないか。

(2)教育課程の実施状況の評価と改善

- 〇 各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の 実態を定期的に把握し、教育の目的・目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認・ 分析して、課題となる事項を見いだし、改善していくことが求められる。
- 例えば、学力調査等の結果の活用をカリキュラム・マネジメントに位置付けること も、各学校の課題を解決するためには有効である。その際、学力調査等が把握できる のは新学習指導要領が育成を目指す資質・能力の一部のみであることに留意すること が必要である。
- 〇 また、客観的な根拠を重視した教育政策(EBPM)を推進する観点から、国際レベル、全国レベル、各自治体レベルなどの学力調査等をそれぞれの実施主体が効率的・効果的に実施し、児童生徒の現状・課題を把握・分析した上で、その結果を活用することも重要である。
- (3)人的・物的な体制の確保・改善
- ① 組織的な取組の推進

〇 児童生徒の資質・能力の育成に当たっては、学校がチームとして取り組むことが重要である。そのためには、管理職である校長、教頭等の役割が重要であるが、それだ

⁵ 文部科学省から平成31年3月29日初等中等教育局長通知「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」において同様の考え方が示されている。

けではなく、教師全員がカリキュラム・マネジメントに参画することが重要になる。

- 担任教師による良好な学級経営等も、学びの質を高める上で効果的であり、学校間で実践事例の共有等を進めながら資質・能力の育成に取り組むことも重要である。例えば、実験的・先導的な教育研究を担う国立大学の附属学校が、教育委員会や地域の学校と連携して、自校の取組を地域の拠点として普及させることや、教育委員会等が中心となって、幼稚園、小・中学校等の連携を促進することも考えられる。
- 〇 学校・家庭・地域が連携した取組の充実も有効である。例えば、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入することで、児童生徒の資質・能力の育成についても地域と学校が目標を共有し、連携して取り組むこと等が考えられる。また、学校が教育活動を進める上では、ボランティア(地域住民等)の参画も重要な役割を果たす。幼児期からの様々な体験や子供が新聞等に触れる機会等の充実も児童生徒の社会性の涵養や資質・能力の育成において有効と考えられるが、これらを進めるに当たっても、地域や家庭の協力が期待される。

② ICT の活用

- 児童生徒に1人1台の端末が整備され、多くのデータがデジタル化される今後の学校教育において、ICT は基盤的なツールとなる。教育課程の編成・実施に当たっても、ICT が基盤的なツールであるということを前提として取り組む必要がある。
- 学校教育における ICT の活用に当たっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教 科等において育成するべき資質・能力等を把握した活用になっているのか、特に「主 体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善にどのように生かされるのか、実践を深 めていくことが重要である。
- その上で、ICT の活用により従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成を図ることや、特に知識の習得に関して今までの教育では適応的でなかった児童生徒の一部に効果を発揮することを考慮するとともに、ICT を活用することで現実の社会で行われているようなやり方で子どもたちも学ぶことで、学校教育を現代化することは重要である。
- O また、学校外での学びの質と量に関する格差の現状を是正するために、児童生徒に対する学習への動機付けやつまずきへの対応など、人のサポートやコミュニケーションが必要であることに留意し、ICT を活用する方策を考えるべきである。
- ICT は空間的・時間的制約を緩和することによって、今までできなかったことを可能にするという長所を有する一方、空間や時間を共有することで得られるものが失われる危険もあるため、その活用方法については、教師と児童生徒との具体的関係の中で、しっかり見極める必要がある。

- O ICT の活用は知識の習得のみならず、児童生徒の探究や表現、学習内容の他の児童生徒との共有など、協働的な学習や学びの振り返りを行う際の有効な手段にもなる。教育効果を考えながら、ICT の活用方法を検討することが重要であり、例えば同じ機能が果たせるのであればより使用方法が簡単な教具を使うことが合理的であることに留意し、ICT を活用することのみが目的化しないようにするとともに、旧来型の学習観に基づく機械的なドリル学習等に偏った ICT の活用に陥らないように注意する必要がある。
- 各教科等における ICT 活用を充実させるためにも、小学校学習指導要領の総則に規定されている「学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動」を確実に実施すべきである。また、学習指導要領で示された内容に関する典型的な知識・技能の育成のための学習動画や児童生徒の興味を引き出すコンテンツの充実が必要と考えられる。
- ICT の活用により教職員の校務を支援するシステムの導入は、業務を効率化し負担 を軽減する目的で重要であり、教師はそれらも活用しながら、より一層授業改善を行 うことが求められる。
- O ICT 環境整備の際には、学校や教師の自宅、家庭との接続を設計に入れて、予算についても端末整備、ネットワークの拡充、セキュリティ対策、非常時の備え等のハードの面とサポートスタッフの充実、教員研修の充実、研修時間確保のための働き方改革の推進などのソフトの面の両方を継続的に充実する必要がある。特に、家庭の環境を整えることが登校できない児童生徒にとって極めて重要な役割を果たすことに留意が必要である。

(参考) 第10期教育課程部会のこれまでの開催状況(諮問事項関係)

第1回:令和元年6月10日(月)10:00~12:30

■新学習指導要領の円滑な実施に関する取組について

第2回:令和元年7月24日(水)9:30~12:30

(新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会、教員養成部会と合同開催)

- ■教科担任制について
 - ・兵庫型教科担任制について

(松尾弘子氏 (新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員, 姫路市立白鳥小学校校長))

・香美町学校間スーパー連携チャレンジプラン (香美町教育委員会)

教科分担制を担うチーム学年経営の強化推進事業 (横浜市教育委員会)

- ■先端技術を活用した教育の在り方について
 - Qubena について

(神野元基氏(新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員,株式会社 COMPASS 代表取締役 CEO))

・全職員で実践する先進的 ICT 教育 (毛利靖氏(新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員, つくば市立みどり の学園義務教育学校校長))

第3回:令和元年9月4日(水)10:00~12:00

- ■STEAM 教育について
 - ・資質・能力の育成を目指す教科横断的な学習としての STEM/STEAM 教育と国際的な動向

(松原憲治氏(国立教育政策研究所総括研究官))

- ・総合的な学習の時間と STEAM 教育 -総合的な探究の時間の充実の観点から -(田村学氏(國學院大學人間開発学部初等教育学科教授))
- 「理数探究」の充実と STEAM 教育について (長尾篤志主任視学官(文部科学省初等中等教育局))

第4回:令和元年10月29日(火)9:30~12:30

- ■基盤的な学力の確実な定着に向けた方策について
 - 全国学力・学習状況調査について
 - ・埼玉県の学力向上施策の概要~埼玉県学調を中核とした PDCA の推進~(八田聡史氏(埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課長))
 - ・戸田市における学力向上施策等について (戸ヶ﨑勤委員(戸田市教育委員会教育長))
 - ・春日市におけるコミュニティ・スクールとしての学力向上に関する取組について (清尾昌利氏(春日市立春日西中学校教頭))

第5回:令和元年12月4日(水)9:45~12:00

- ■基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策について
 - OECD 生徒の学習到達度調査 2018 年調査 (PISA2018) のポイント
 - ・家庭の社会経済的背景(SES)が困難な児童生徒への支援について —全国学力・学習 状況調査と保護者調査の結果を用いて—

(耳塚寛明氏(青山学院大学コミュニティ人間科学部学部特任教授))

PISA2018「読解力」調査結果を受けて (髙木まさき氏(横浜国立大学大学院教育学研究科教授))

■教育課程部会におけるこれまでの検討の経過について

第6回:令和2年2月5日(水)10:00~12:00

- ■先端技術の活用等を踏まえた標準授業時数の在り方や補充的な学習・発展的な学習の 在り方について
 - 標準授業時数の在り方について (天笠茂部会長(千葉大学特任教授))
 - ・補充的な学習・発展的な学習の在り方 ~実施における視点と配慮~ (市川伸一副部会長(東京大学名誉教授, 帝京大学中学校・高等学校校長補佐))
 - ・資質・能力の育成につながる ICT を活用した効果的・効率的教育活動 (木田博氏 (鹿児島県総合教育センター情報教育研修課研究主事))

書面審議:令和2年4月

- ■先端技術の活用等を踏まえた標準授業時数の在り方や補充的な学習・発展的な学習の 在り方について
 - ・これからの時代の学校のカリキュラムと授業の在り方をめぐって~先端技術の活用等を踏まえた「ひとりひとりを生かす」履修システムを検討する視点~ (石井英真氏(京都大学大学院教育学研究科准教授))
 - ・公正に個別最適化された学びに向けた標準時数の考え方 (熊本市教育委員会)

第7回:令和2年6月12日(金)14:00~16:00

- ■イギリス及びフランスの教育課程における授業時数の状況等について
 - ・イングランドにおける教育課程,授業時数及び新型コロナウィルス感染症による学校の臨時休業における学習指導

(植田みどり氏(国立教育政策研究所総括研究官))

・フランスにおける教育課程,授業時数及び新型コロナウィルス感染症による学校の 臨時休業における学習指導

(園山大祐氏(大阪大学大学院人間科学研究科教授))

第8回:令和2年6月30日(火)10:00~12:00

- ■特定分野に特異な才能を持つ者に対する指導及び支援の在り方について
 - ・日本の学校教育における科学才能教育の可能性について

(隅田学氏(愛媛大学教育学部教授))

- ・異才発掘プロジェクト ROCKET からみるこれからの教育のあり方について (福本理恵氏(東京大学先端科学技術研究センター特任助教))
- ■教育課程部会等におけるこれまでの検討の経過について

第9回:令和2年7月27日(月)10:00~12:00

- ■個別最適化された学びについて
 - ・ 個別最適化された学びについて (奈須正裕委員)
 - ・教育におけるコンピュータの活用に関する考察(中川哲視学委員(文部科学省初等中等教育局))
- ■教育課程部会等におけるこれまでの検討の経過について